

第 11 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和5年11月16日(木)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 野田 清太・14 池山 允敏・15 宮本 政春
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
24 岡田 勇樹

以上9名

欠席委員 22 中野 たつ子

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 野村事務局長・加賀事務局次長

総合支所 久居：若松主査 一志：澤田担当主幹
白山：東山担当主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 14 池山 允敏・16 中谷 秀也

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 時効取得による所有権の移転について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)
附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>

議 事 の 大 要

議 長 それでは、第11回第2農地部会を開会いたします。
本日の欠席は22番 中野 たつ子委員1名で出席委員数は9名でございます。
議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
14番 池山 允敏委員・16番 中谷 秀也委員にお願いしたいと思いますので
よろしくお願いいたします。
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりで
ございますのでよろしくお願いいたします。
それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。

事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正を2箇所、
お願いいたします。

2ページの下2つの案件の番号が8となっておりますが
1番下の案件番号を9に修正をお願いします。

次に、14ページの議案第2号、番号4をご覧ください。
この案件につきまして、現況地目【畑】を【宅地】に修正をお願いいたします。

それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から9で、件数は9件、合計面積は38,744㎡で、すべて田でござい
ます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約し
たものであります。

3ページから7ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から11で、件数は11件、合計面積は38,205㎡で、その内訳は田
が27,994㎡、畑が10,211㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性があります
ので、届出人に対して指導しております。

8ページをお願いいたします。
報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
番号1 権利者 _____、申請地は田で、取得年月日は平成15年8月1日
でございます。
番号2 権利者 _____、申請地は田で、取得年月日は平成14年4月3日
でございます。

以上、件数は2件、合計面積は1,461㎡で、すべて田でございます。
この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地

として維持管理しており、取得時効が成立しています。

9ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1 一般個人住宅用地

番号2 山林

番号3 一般個人住宅用地

以上、件数は3件、合計面積は738㎡で、その内訳は田が78㎡、その他が660㎡でございます。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、10ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居小野辺町小膳田_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 247㎡ 外6筆、合計面積 1,988㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 久居、申請地 戸木町北興_____、登記地目・現況地目とも田、面積 321㎡ 外2筆、合計面積 2,507㎡、受人 _____、面積0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号3、地区 久居、申請地 戸木町北興_____、登記地目・現況地目とも田、面積 624㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

11ページをお願いいたします。

番号4、地区 栗葉、申請地 久居一色町馬屋敷_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 560㎡、受人 _____ 外1名、面積 0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号5、地区 大井、申請地 一志町大仰栃本_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 317㎡ 外1筆、合計面積 1,051㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、耕作不便のためです。

番号6、地区 大井、申請地 一志町大仰荒井_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 617㎡ 外13筆、合計面積 6,692㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

12ページをお願いいたします。

番号7、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬庵ノ前_____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,286㎡ 外1筆、合計面積 2,734㎡、受人 _____、面積 19,721㎡、渡人 _____ 外1名。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号8、地区 高岡、申請地 一志町田尻コブケ_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,727㎡、受人 _____、面積 1,413㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号9、地区 八ツ山、申請地 白山町稲垣下出_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 462㎡、受人 _____、面積 2,725㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

13ページをお願いいたします。

番号10、地区 八幡、申請地 美杉町奥津羽根田_____、登記地目・現況地目とも田、面積 185㎡ 外2筆、合計面積 482㎡、受人 _____、面積 9,903.91㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号11、地区 多気、申請地 美杉町丹生俣祢宜平_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,910㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号12、地区 多気、申請地 美杉町上多気シヤグチ_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,533㎡、受人 _____、面積 2,273㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

以上、件数は12件、合計面積は22,270㎡で、その内訳は田が17,074㎡、畑が5,196㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	事務局より説明がありましたが、立ち合いいただいた地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。 番号1から3、地区 久居、よろしくお願いします。
田口委員	6番田口です。11月8日に現地を見て参りました。1番は事務局の説明通りでございます。 2番、3番も事務局説明通りでございます。
議長	4番 地区 栗葉、お願いします。
野田委員	7番野田です。11月8日に田口委員、中野委員、地元推進委員2名と久居事務局で見てまいりました。場所は_____の南約100メートルの所でございます。事務局の説明通りでございます。何ら問題はないものと思われます。以上です。
議長	5番、6番 地区 大井、お願いします。
宮本委員	15番宮本です。8日に事務局と池山委員、地元推進委員と見てまいりました。譲受人は_____となっておりますが、_____に事業所がありまして、事務局説明通りで問題ないと思います。6番も同じです。
議長	7番 波瀬、お願いします。
宮本委員	7番は何度か話が出ていてやっと動いたという感じです。田は何度か荒れとった場所です。推進委員も立ち会って確認してまいりました。なんとか耕作してくれそうなので、問題ないと思います。
議長	8番 高岡、お願いします。
池山委員	14番池山です。11月8日に地元推進委員と事務局で現地を確認しております。何も問題なかろうということで、よろしくお願いします。
議長	9番 八ツ山、お願いします。
西森委員	17番西森です。11月8日に中谷、西森両委員と地元推進委員、白山の事務局、受人というメンバーで現地を見てまいりました。現場は_____から北の方角に約300メートルの_____という集落があるのですが、中心部という所。現状は一部畑に利用されておまして、管理された土地ということで、何ら問題ないような形でした。あとは、事務局の説明通りです。
議長	10番 八幡、11番、12番 多気、お願いします。
結城委員	18番結城です。8日に地元推進委員と事務局で現地を確認しました。渡人は高齢化による労力不足ということでございます。受人はシイタケの栽培をしております。 11番の渡人は高齢化による労力不足ということでございます

1 2 番は地元推進委員と事務局で現地の確認をいたしました。これも営農の拡大と買い手側の要望ということですのでよろしくをお願いします。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

議長 続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗葉、申請地 久居一色町馬屋敷_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 499㎡、受人 _____ 外1名、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 榊原、申請地 榊原町野崎_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 29㎡ 外5筆、合計面積 1,002㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、478.5㎡、パネル設置率は、47.7%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 榊原、申請地 榊原町前興_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,170㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、382.8㎡、不整形地のため、パネル設置率は、32.7%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 川合、申請地 一志町片野内山_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 333㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
令和5年10月25日に、住宅建築した旨の始末書の提出がありますことから、

これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 川口、申請地 白山町川口御城_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 482㎡ 外2筆、合計面積 1,182㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、363㎡、パネル設置率は、30.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

15ページをお願いいたします。

番号6、地区 大三、申請地 白山町三ヶ野上広北野_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,080㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、402㎡、パネル設置率は、37.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 倭、申請地 白山町上ノ村随正寺_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 49㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を倉庫用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 八ツ山、申請地 白山町山田野小山田_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,228㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、510.4㎡、パネル設置率は、41.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 八ツ山、申請地 白山町山田野小山田_____、登記地目・現況地目とも田、面積 581㎡ 外1筆、合計面積 1,463㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、510.4㎡、パネル設置率は、34.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 八知、申請地 美杉町八知下峯郷_____、登記地目・現況地目とも田、面積 409㎡ 外2筆、合計面積 2,176㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、528.1㎡、不整形地のため、パネル設置率は、24.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 多気、申請地 美杉町上多気上沖_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,490㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、487㎡、パネル設置率は、32.6%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

16ページをお願いいたします。

番号12、地区 多気、申請地 美杉町下多気世古_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,392㎡ 外1筆、合計面積 1,828㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、1,343㎡、パネル設置率は、73.5%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 多気、申請地 美杉町下多気亡櫓_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,266㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、526.9㎡、パネル設置率は、41.6%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は13件、合計面積は14,766㎡、その内訳は田が8,854㎡で、畑が5,912㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1番 栗葉。2番、3番 榊原、お願いします。

野田委員 7番野田です。11月8日に田口委員、中野委員、推進委員と事務局で見て参りました。

1番ですが住宅建設のための申請です。すでに周りは住宅ばかりで、何ら問題ないと思われま

す。2番ですが、場所は_____の角にあたります。事務局の説明の通りでございますが、9月14日に隣地は太陽光発電が設置されておりますので、問題ないと思われま

す。3番でございますが、これも10月17日に審議いただいた案件で、太陽光発電に隣接する場所です

議長 4番 川合、お願いします。

池山委員 14番池山です。11月8日に地元推進委員と事務局と、宮本委員で確認しております。すでに許可が下りる前に着手しておりまして、基礎ができあがっておる状

況でございまして。ちゃんとした手続きが必要だとして、一旦工事を中断して始末書を提出したということです。

議長 5番 川口、6番 大三、お願いします。

中谷委員 11月8日に西森、中谷、岡田と地元推進委員と事務局で見て参りました。5番の場所は_____の交差点に_____がございまして。その一つ東隣です。草刈りだけはしっかりしていただくということで話しをしていただきました。

6番ですが11月8日に西森、岡田、中谷と地元推進委員と白山の事務局で確認をして参りました。_____から1200メートルほどのところですが、耕作放棄地で草が随分生えていたところですが、周りも放棄地で太陽光もしかたないかなというところですが。

7番も同じく8日の日に西森、中谷、岡田と地元推進委員と事務局で見て参りました。場所は_____の入ってすぐの右手になります。生活の必要な物品を入れる倉庫にするということでしたので何ら問題ないかと思えます。

議長 8番、9番 八ツ山、お願いします。

西森委員 17番西森です。8番と9番は隣同士ということでいっぺんに説明させていただきます。11月8日に中谷、岡田、西森農業委員と地元推進委員と白山の事務局と業者側の行政書士のメンバーで見てまいりました。場所は_____の西隣で、荒れた田んぼで、4、5年前は頼まれて草を刈りにいったこともあるんですが、その後は何もしてないので、太陽光にしてもいいのかなと思えました。後は事務局の説明通り問題ないと思えます。

議長 10番 八知、11番、12番、13番 多気、お願いします。

結城委員 18番結城です。10番は8日に地元推進委員と事務局で現地を確認して参りました。周囲も太陽光発電ばかりで、用地としては外に使いようがないと見てまいりました。

11番、これは先月取り下げたのを再度出てきました。これも太陽光発電用地としての申請です。

12番、これも原野ぐらい草が生えてまして、私が見に行った時は草を刈っておりましたが、太陽光しかないと思えますが、よろしくをお願いします。

13番、これも太陽光発電の用地として、大丈夫やと思えます。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思えます。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したい
と思います。

議長 続きまして、議案第3号 非農地証明願についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページをお願いいたします。
議案第3号 非農地証明願について

番号1、地区 川合、願出者 _____、対象地 一志町八太唐木垣内_____
、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 242㎡。

これにつきましては、令和5年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、対象
地に昭和57年に住宅を建築し、現在に至ることが確認できることから、対象地は
農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱
要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をして
も差し支えないものと考えます。

番号2、地区 八知、願出者 _____、対象地 美杉町八知火ノ谷_____
、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 733㎡。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（平成15年撮影）により、対象
地に平成5年頃に_____がコテージを建築し、現在に至ることが確認できること
から、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農
地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない
旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は2件、合計面積は975㎡、その内訳は田が733㎡で、畑が24
2㎡でございます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺いしたいと思いま
す。

1番 川合、お願いします。

池山委員 14番池山です。11月8日に川合地区の推進委員と宮本委員、事務局と現地確
認しております。周囲に住宅が建っております。何ら問題はなかろうと全員確認
してきました。

議長 2番 八知、お願いします。

結城委員 18番結城です。これも8日に地元推進委員と事務局とで現地を確認いたしま
した。平成5年頃に_____がコテージを建築しております。差し支えないと思いま
す。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見がありましたらお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については証明することに決定したいと思います。

議長 次に別冊でお配りしました 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>を議題といたします。

議長 事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で49,798㎡、畑の賃貸借で10,067㎡、契約件数は29件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借で42,328㎡、契約件数は17件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借で6,475㎡、契約件数は3件でございます。

美杉地区につきましては、該当がありませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて98,601㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて10,067㎡、合計契約件数は49件、合計面積は108,668㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区10件、一志地区15件、白山地区0件、美杉地区0件で、合計25件、合計面積は61,251㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で51.0%、面積で56.3%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

人・農地プランの作成が要件となっている新規の中間管理事業は5件でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございませんでした。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議長 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、第11回第2農地部会を閉会します。

午後2時58分

上記は、第11回第2農地部会の議事を録したものである。

令和5年11月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____